

平成 27 年 1 月 30 日  
関東地方整備局

平成 27 年 2 月 1 日から適用する公共工事設計労務単価  
の取扱いに関する留意事項

**1. 工事の見積書作成について**

当局で発注する工事の予定価格は、平成 27 年 2 月 1 日以降に入札書提出締切日を設定している工事については、平成 27 年 2 月 1 日から適用する公共工事設計労務単価（新労務単価）を使って積算を行いますので、入札書作成する際はご注意ください。

< 予定価格作成に使用する単価 >

入札書提出締切日	旧単価（H26.2 版）	新単価（H27.2 版）
～平成 27 年 1 月 31 日まで	○	
平成 27 年 2 月 1 日以降		○

**2. 平成 27 年 1 月 31 日までに入札書提出締切日が設定され、平成 27 年 2 月 1 日以降に契約する工事について**

新労務単価について、平成 26 年度労務単価に比べ大幅な増額になったことから、新労務単価適用日（平成 27 年 2 月 1 日）時点で未契約工事については、適正な価格で契約を行うことを考慮し、契約後、新労務単価により算出された請負代金額に変更するための協議（工事請負契約書第 55 条）を請求することができることとします。

平成 27 年 1 月 31 日までに契約済工事には適用しない。

**3. インフレスライドの適用について**

今年度、新たなインフレスライド通知は出ていないが、平成 26 年 1 月 30 日付通知「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」を引き続き適用できることとし、平成 27 年 1 月 31 日までに契約済の工事で残工期が 2 ヶ月以上<sup>※1</sup>ある工事については、工事請負契約書第 25 条第 6 項が適用できる可能性があるもので、適用の条件を良く確認の上、対象となる場合は申請を受け付けることとします。

申請にあたっては、「賃金等の変動に関する工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）運用マニュアル」及び「インフレスライド（工事請負契約書第 25 条）【関東運用版】」を良く確認ください。

※1：スライド基準日から残工期 2 ヶ月以上あること